

もう加入はお済みですか？ /

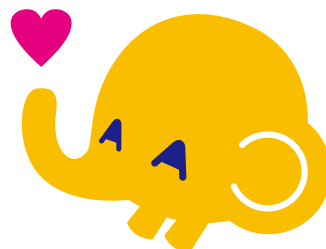
経営者の労災保険(特別加入制度)

働く経営者に確かな安心

特別加入は、中小事業主・法人の役員・家族従事者等の業務上・通勤途上のリスクを補償するために、法律によって定められている

国の生活保障制度です。

保険を有効に活用する為に、**公的保険と上乗せ労災・民間保険を上手く組み合わせる**のが効果的です。



		業務上・通勤途上	
負傷・疾病・障害・死亡	公的保険	特別加入 労災保険	経営者様(中小事業主・役員・家族従事者等)は、労災保険の適用がありません。業務上・通勤途上のケガ等は、原則健康保険が使えませんので国の補償を受けることが出来ません。 ※一部医療費のみ使用できる場合もあります。 特別加入制度にご加入いただくことで、国の補償を受けることができるようになります。
	労災上乗せ補償	みらいふ労災共済	労災の不足を補う共済です。
	民間保険	傷害保険(損害保険) 死亡保険・医療保険(生命保険)	目的に合わせた保険に加入することにより、プラスの保障(補償)を受けることができます。

経営者の労災保険(特別加入制度)主な特徴と補償内容

損金計上	保険料は 全額会社の経費負担です! 個人の負担はありません!
非課税給付	非課税給付!! 給付時の面倒な税金の申告はありません!
治療費無料	治療費全額補償!!手術費全額補償! ※金額・期間の制限はありません!
休業	治療のために休業4日目から、休業1日につき、給付基礎日額の60%と特別支給金の20%を合わせて80%が支給されます。 役員報酬の支払有無にかかわらず支給されます。
障害	身体に障害が残った場合に1級(313日)~7級(131日)は年金支給。8級(日額503日分)~14級(56日分)は一時金。さらに障害の程度に応じた、特別支給金が受けられます。
遺族	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の153日分から245日分の年金又は一時金が支給されます。さらに、遺族の数にかかわらず、特別支給金一律300万円が支給されます。
葬祭	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額、または給付基礎日額の60日分と比べて高い方の金額を支給されます。
介護	介護の費用として支出した額になります。
就学援護	亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められる方に支給されます。

■ 詳しくはTSCまでお気軽にお問い合わせください。



TEL 0120-1965-22



FAX 0120-1965-88